



判定士だより

VOL. 24 2017



目次

特集1 平成28年熊本地震の概要・判定活動の実績	1
特集2 熊本地震 応急危険度判定活動派遣者の声	4
Q&A 応急危険度判定講習会質問等に対する回答	5
応急危険度判定講習会の実施	11
平成28年度応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習	11

特集1 平成28年熊本地震の概要・判定活動の実績

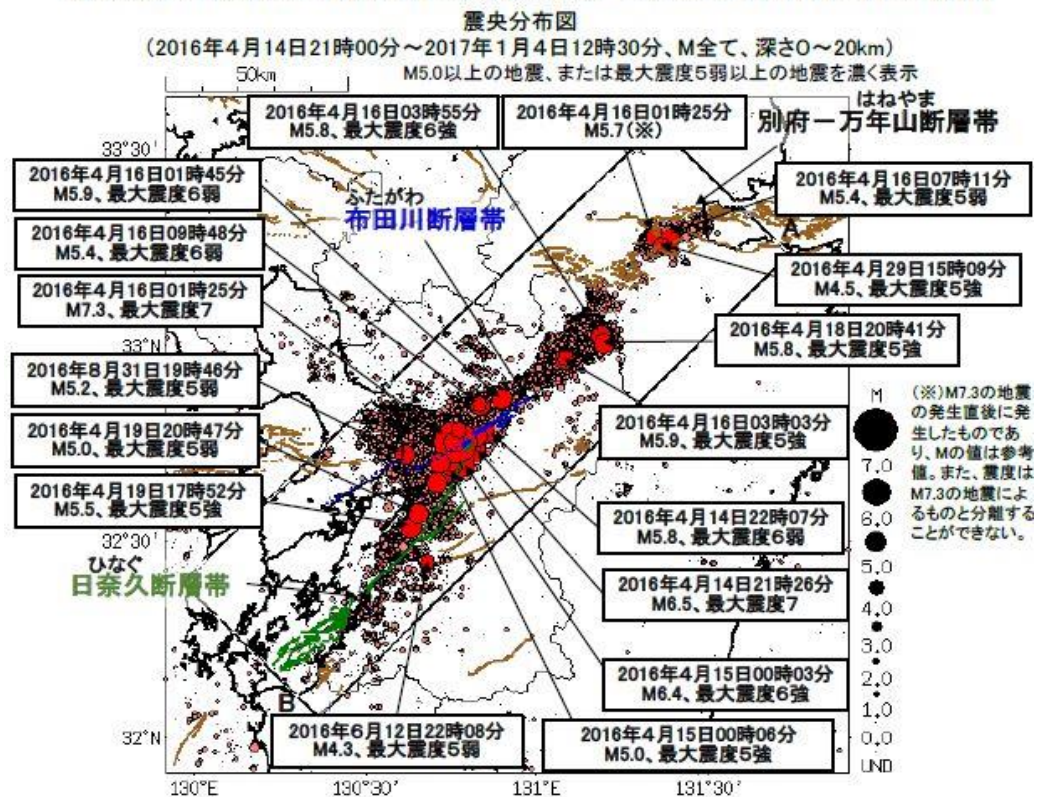
1. 地震の概要

平成28年4月14日21時26分頃、熊本地方を震源（深さ約11km）とする、マグニチュード6.5の地震が発生し、最大震度7を観測しました。

また、同年4月16日1時25分頃、再び熊本地方を震源（深さ約12km）とする、マグニチュード7.3の地震が発生し、最大震度7を観測しました。

このような同じ場所で震度7を観測したのは過去に例がなく、気象庁は、4月14日に発生した地震を前震、その後16日に発生した地震を本震であったと発表し、その後も依然活発な地震活動が続いています。

「平成28年（2016年）熊本地震」
熊本県から大分県にかけての地震活動の状況（2017年1月4日12時30分現在）



（気象庁HPより）

被害の状況（平成29年1月18日現在 消防庁調べ）

都道府県 名	人的被害			住家被害			非住家被害		火災 件
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
		重傷	軽傷						
	名	名	名	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県						3			
福岡県		1	16		4	251			
佐賀県		4	9			1		2	
長崎県						1			
熊本県	181	1, 088	1, 552	8, 393	32, 812	140, 133	325	4, 340	15
大分県		11	22	9	214	7, 979		62	
宮崎県		3	5		2	21			
合 計	181	1, 107	1, 604	8, 402	33, 032	148, 389	325	4, 404	15

現地の様子



○判定拠点の打ち合わせ



○判定場所への移動



○天井部材の崩落



○渡り廊下の損傷



○通路部分の損傷



○土留めの崩壊



○家屋・道路の崩壊



○ブロック塀の倒壊



○判定士の宿泊所の状況

2. 判定活動の実績

【判定の実施状況】

被災建築物応急危険度判定（以下、「応急危険度判定」といいます。）は熊本県内では18市町村で行われました。特に被害の大きかった地域は以下のとおりです。

（熊本県HPより 平成28年6月4日現在） 単位：件

市町村	判定件数	調査済	要注意	危険
熊本市	30,487	14,126	10,514	5,847
益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
西原村	2,703	610	725	1,368
南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
宇城市	2,099	1,006	606	487
嘉島町	2,115	731	682	702

※応急危険度判定は平成28年6月4日までに全ての判定を完了しています。

【判定士の派遣】

神奈川県からは県庁及び18の市町から判定士が派遣されました。判定活動は熊本市及び益城町で行われました。判定活動に携わった神奈川県内の派遣概要を報告します。

【判定士の派遣概要】

神奈川県

第1陣：平成28年4月23日（土）～
平成28年4月25日（月）

判定場所：熊本市

第2陣：平成28年4月26日（火）～
平成28年4月28日（木）

判定場所：熊本市・益城町



（判定活動地域）

【派遣先の被災状況】

平成28年4月14日 21時26分 震度7：益城町 震度6弱：熊本市

平成28年4月16日 1時25分 震度7：益城町 震度6強：熊本市

※国土交通省「熊本県熊本地方を震源とする地震について（第48報）」より

【判定地区の概況】

熊本市：建物被害は瓦屋根の落下が多く、大きな損傷のある建物は少なかった。

益城町：震度7を2回観測したためか、倒壊が多く比較的新しい建物も被害を受けていた。

【判定件数及び判定結果実績】

派遣者数 第1陣：20名 第2陣：46名 単位：件

判定日	判定件数	調査済	要注意	危険
第1陣（4月23日～25日）	924	607	252	65
第2陣（4月26日～28日）	715	334	271	110
合計（6日間）	1,639	941	523	175

特集2 熊本地震 応急危険度判定活動派遣者の声

平成28年4月14日21時26分以降に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震。

震度7を観測する地震が4月14日夜と4月16日未明に発生したほか、震度6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生し、甚大な被害により応急危険度判定の広域派遣要請派遣が行われました。

ここでは、神奈川県から応急危険度判定活動に赴いた判定士の声を届けます。

○被災地までの交通手段や情報収集について

被災地への派遣が決まってから、出発までの期間が短く、現地の状況について情報が乏しい中で、先陣で派遣を行った近隣自治体等と連絡を取り、情報収集に努めました。交通手段については、移動時間を短くし、少しでも負担を軽くする為、航空機で熊本空港に移動し、その先は、現地の公共交通状況が判らなかったことから、レンタカーによる移動としました。

今回の派遣では、集合場所と日時の指定のみで、交通手段等については、各自治体の裁量によるものでした。

【愛川町都市施設課 爲谷 敏和】

○判定活動に関する事

4月26日から3日間、応急危険度判定調査に従事しました。計67棟の調査を実施しましたが、応急危険度判定を罹災証明書発行のための被害認定調査と混同していた住民の方が多く、十分な制度周知が必要だと感じました。

また、2日目の午前中は雨天により調査票が濡れてしまう等、対応に苦慮したため、雨天時対策も重要です。

一方で、建物の判定結果が「調査済（緑）」となった住民の中には「これで安心して寝られる」との声もあり、応急危険度判定は、安全のみならず市民生活の安心にも繋がっていくことを実感しました。

【横浜市建築防災課 齋藤 優太】

○判定活動に関する事

判定活動は、各判定士に割り振られた地区別に実施しました。私たちの担当地区は、公園を中心としたエリアでした。公園には自治会館が併設されており、避難所ではないものの、災害物資等を支給する準拠点となっていました。判定活動中の昼食時等に利用させていただきながら、地域住民の方とのコミュニティを形成することができ、情報収集もできました。判定活動における拠点の有効性を実感しました。

【海老名市施設管理課 諸星 智章】

○被災状況及び被災者に関する事

我々は、主に熊本市内の市街地を判定していたため、現地が大きく被災しているという印象はありませんでしたが、熊本市役所で寝泊まりする方々や、学校等で車やテントでの生活を余儀なくされている方々の様子からは、事態の深刻さが感じられました。

また、被災者の方々の中には建物について強い不安を持っている方も多く、建物の判定内容を分かりやすく説明することで、不安を取り除くことができることが分かりました。

【鎌倉市都市景観課 萬澤 広】

○被災地での判定士の生活について

判定場所は熊本市内で、宿舎は熊本市内の中心部からバスで約1時間30分の自然豊かな場所でした。宿舎にはトイレとシャワーはありましたが、食事の提供等はありませんでした。寝床は狭い部屋で2段ベッドを使用したサバイバルな生活で、コンセントは皆が携帯電話等の充電を行うため、電源タップが必要だと実感しました。

判定活動はトイレがある施設を調べた計画が必要で、ひたすら歩くために着慣れた作業着、履きなれた靴がよいです。食事はコンビニ中心となりますが、場所によっては品薄です。嗜好品は被災地に入る前に用意しておいた方が安心です。

【秦野市建築住宅課 近藤 悟】

○各自治体のとりまとめに関する事

熊本地震では、応急危険度判定士として活動すると共に、県内市町村や現地の判定実施本部などとの連絡調整を担当しました。判定実施本部は混乱していたため、十分な情報が得られない中での判定活動となりましたが、参加した判定士や多くの方のご協力により、無事遂行することができました。また、現地では神奈川県という1つのチームとして活動しており、問題点や判定に迷った点などの情報共有や相談を行う体制ができていました。

【神奈川県建築安全課 郷 雅紀】

判定士の体験談による『判定活動の実態』を、今後に生かそう！

Q & A 応急危険度判定講習会質問等に対する回答

平成28年度応急危険度判定講習会において、受講者からいただいたご質問等に回答いたします。
 なお、いただいたご質問等に対する回答は、講習会開催日順になっております。

質 問 ・ 意 見	回 答
【平成28年9月16日（金） @横浜市技能文化会館（1）】	
手元資料A4版のP26（手帳P33）「隣接建物 周辺地盤の破壊による危険」が見られた場合、周辺地盤の破壊による危険性あり⇒Cランク の判定は「宅地危険度判定士（土木）」でなければいけないとなると、建築士では判定不可なのか。 土木施工管理士の資格があれば、上記「宅地危険度判定士」資格認定をとれるのでしょうか。	資料の写真に見られるように、敷地の擁壁が傾いているなど、建築物や敷地に影響を及ぼす危険がある場合は、応急危険度判定として、Cランクの判定をしてください。なお、宅地危険度判定士については、現在、県及び市町村の技術職員を対象として養成しており、民間技術者の方の新たな認定はしていません。
判定手帳に付いてはいるが、少し時間がかかるので、判定調査表は1部プリントアウトするか、解説をゆっくりした方が、特に初めて見る人にとっては理解度が高くなるのではないかと実際に講習を受けてみて感じました。 熊本地震のVTRを見る時は、部屋を少し暗くした方が、特に後ろの席の人は見やすいのかと感じました。	今後、講習会内容への反映等を検討していきます。
東京都ではここ数年募集をしていないと思いますが、今後も続くのでしょうか。また、その理由もご教授ください。 神奈川では、今後毎年募集をするのでしょうか。	東京都の講習会につきましては、今年度も開催している実績を確認しています。詳しくは、東京都へお問合せください。 神奈川県につきましては、今後も毎年講習会を開催し、新たな判定士の登録募集を行っていきます。
神奈川から東京へ登録の異動は可能でしょうか。また、その方法を合わせてご教授願います。（勤務地は東京都です）	勤務先で応急危険度判定士としての登録を希望される場合には、原則として勤務先の都道府県に申請手続きだけで 判定士として登録できることとなっています。東京都の担当課等については、協議会事務局までお問い合わせ下さい。なお、東京都で登録された場合には、神奈川県での判定士としての認定・登録は抹消されることとなります。
演習Bについて、（6．基礎の状況）で右の写真を見て私は「基礎の破断」と判断しました。それにより、応急危険度を「C」と判定し「危険」の判定をしました。 写真では布基礎の天端から下端まで全断面にわたってひびが入っており、破断しているように見えるのですが、この場合は「ひび割れ」で「破断はない」と判断するのでしょうか。	第1回目の講習会では、基礎に破損が見られるが破断はないとし、判定手帳P58より、ランクⅢ（中破）と判定される回答例としました。破断が見られる場合は、ご指摘の通り「危険」の判断となります。なお、今後の演習については混乱が起きないように、より分かりやすい写真に変更します。
判定活動時の費用について、ボランティアが原則だと思いますが、交通費や食費等、必要経費は支給されるのでしょうか。	原則自己負担となります。ただし、参集場所から現地までの交通手段、及び宿泊場所等は災害対策本部で用意される場合もあります。なお、災害補償については、協議会が傷害保険に加入しており、保険料は協議会が負担します。

【平成28年10月24日（月） @川崎市役所 第4庁舎】	
ステッカーを貼られた家の居住者は「危険」の場合どうするべきなのか。どんな説明をすべきなのか。	建築物に大きな損傷が無くても、周囲の状況から危険の判定となる場合もあります。判定の根拠については、居住者へ分かりやすく説明すると共に、判定標識の備考欄についても、居住者や通行人へ根拠が分かるように記載してください。居住者との対応例については、判定手帳P27、P28を参考にしてください。
判定標識3段階が躯体に対し、どの程度の耐震性を目安にして設定されたものなのか、お教え下さい。 （例えば、S造ですと、健全なブレースの残り数で判定しています。50%で危険ですが、耐震性はざっくり半分になります？本震＞余震とした場合を想定しているのでしょうか。）	応急危険度判定は、構造部材の中でも特に鉛直部材の損傷度とその割合から建築物全体の危険度を判定します。鉄骨造では、Bランクの項目が4以上あれば危険の判定となる等、建築物が本来持っていた耐震性能が被害をあたえた本震によりどの程度低下したかを推定することは建築の専門家である皆様の総合的な判断によるところがあります。また、本震よりは小さい余震に対しての危険性を判定することになるため本震より大きな別の地震が被災建築物に作用した時の安全性の判定を行うことは想定されていません。
宅地危険度判定は、応急危険度判定士が判定するのでしょうか。DVDで初めて知ったのですが、それについて教えてくださいませんか。	応急危険度判定と宅地危険度判定は別の制度となり、異なる基準による判定であるため、応急危険度判定士が行うことはできません。「宅地危険度判定」を行うためには、都道府県知事等が行う宅地危険度判定講習会を受け、宅地危険度判定士として登録を受ける必要があります。なお、宅地危険度判定士については、現在、県及び市町村の技術職員を対象として養成しており、民間技術者の方の新たな認定はしていません。
他都道府県へ住所変更した場合、認定はどのような扱いになるのでしょうか。	移転先で応急危険度判定士としての登録を希望される場合には、原則として移転先の都道府県に申請手続きだけで判定士として登録できることとなっています。他都道府県の担当課等については、協議会事務局までお問い合わせ下さい。なお、他都道府県で登録された場合には、神奈川県での判定士としての認定・登録は抹消されることとなります。
本市でも熊本地震の際、応急危険度判定士として2名派遣されましたが、ほとんどの方が男性だったと聞きました。女性が派遣された場合、ペアは女性同士ではないといけないのかや、宿泊等、前例がありましたら、ご教授いただきたいです。	災害対策本部の指示によりますが、判定活動については、性別で分けることなく、班編成がされます。なお、熊本地震では、宿泊等について男女別部屋の対応でした。
熊本地震の時の体験談がありましたが、判定士として派遣された女性の割合はどの位でしょうか。	具体的な割合につきましては、統計の把握をしておりませんが、女性の派遣割合は低いものであったと思われます。
演習を木造で実施しましたが、RC造、S造の演習教材はありますか。有れば、資料の送付をお願い致します。	現時点で演習教材は、講習会内で使用した資料のみとなっています。
【メールでの問い合わせ】	
宅地危険度判定、判定士の資格について当HPには「宅地造成等規制法施行令第18条に該当する者」としていますが、第17条ではないでしょうか確認ください。	HPの記載は誤りでした。ご指摘ありがとうございました。

10/24 川崎区役所にて、更新講習を受講しました。判定方法等の技術的内容は了解しました。しかしながら、未だにこの制度の趣旨が理解できていません。 「被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とするものです」とありますが、判定を受けた罹災者側には、何の法的規制、義務は発生しないのでしょうか。 ただ、公に危険を公示するだけでしょうか。ボランティアで駆けつけても大したお役には立てないのではないのでしょうか。この制度の目的、重要性をPR願います。	ご質問のとおり、応急危険度判定の制度では法的規制、義務は発生しません。しかし、過去の応急危険度判定の実績でも、居住者への情報提供は基より、歩行者への落下物等の周知等、二次災害防止のための大きな役割を果たしてきています。災害時は全ての人が不安に襲われ動揺しており、建築に関しての知識がある判定士の対応は居住者の安心にも繋がります。 応急危険度判定は、短期間で対象建築物を判定する必要があることから、多くの判定士の方の協力が必要となります。ご理解ご協力の程、宜しくお願いします。
【平成28年12月7日（木） @平塚市中央公民館】	
調査票の手順で、1→3→2という説明がありましたので、調査票もその順番に作り直した方が良いのでは？	調査票については、全国統一の様式となっており、他県への派遣や、応援判定士への混乱が起きる可能性があるため、慎重に検討を行っていきます。
資料の写真で、ヘルメットのヘッドバンドをされていない人が写っていました。事前説明会の時に注意された方が良かったと感じました。	ご指摘の写真につきましては判定拠点で正に準備を行っている判定士の姿が写っておりますが実際の判定活動中は当然正しい装備で活動を行います。ご自身の安全対策につきましては十分ご注意の上、判定活動をお願いします。
演習②で基礎、外装材は一部ではありますが、かなりの損傷を受けています。平屋という事で落下の危険も少ないことから②になるのですか。③ではないのですか。	外装材が破壊・剥落しているのが下部の一部であり、落下による危険性が低いことから、応急危険度判定はBとしています。
【平成29年1月13日（金） @横浜市技能文化会館（2）】	
外観調査だけで柱の本数をどう数えるのか。	全ての柱を外観目視で確認することが困難である建築物も少なくないため、確認出来る部分の柱スパンから推測する部分もあると思われます。これらについては建築の専門家である皆様の判断により判定してください。
S造では構造は隠ぺいされている場合が多いが、見えない場合は正常と判断してよいのか。	外観調査により建築物の被害が確認出来ない場合は、応急危険度判定では正常であると判定していただきます。ただし、構造が起因していると思われる被害が外装材等に及んでいると推測される場合等、総合的な判断により判定してください。
傾斜測定の実習の際、構造体で測定するよう説明があったが、外観調査では不可能。建具部分ではなく、外壁で測定が正しいのではないか。	実演時は、窓枠等の副構成材で計測せず、構造体の傾斜が確認出来る部分で、かつ傾斜が著しい部分を測定していただく旨の説明をしております。従いまして、下げ振りの測定はご質問の通り、特段の外壁材の浮き等が確認されなければ、壁面で測定してください。
建築物規模記入項目の「ア×イ」はどこが基準か。向きが決まっているのか、道路側をアとしているのか。	原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとしてください。詳しくは、判定手帳P32をご確認ください。
判定対象地区の全ての建物を判定するのか。それとも健全で無さそうな建物だけ判定するのか。	判定拠点に参集した時に判定実施本部のコーディネーターから指示された判定対象地区の建築物については、特段の指示がない限り、全ての建築物の判定を行うこととなります。

判定手帳が判りにくい。項目を探し易くする工夫が欲しい。調査票にも判定手帳の頁、項目を記入すべき。	調査票については、全国統一の様式となっており、他県への派遣や、応援判定士への混乱が起きる可能性があるため、記載していません。今後も協議会においてより分かりやすい判定手帳、調査票となるように検討を行っていきます。
タブレット対応のアプリを作って調査項目毎に判定基準が参照できる調査票を作ればもっと判り易い（エクセルでも可能）。データも送信できる。	応急危険度判定は、地震発生後できる限り早い時期に実施することとなっており、電気が遮断されていることも想定しています。従いまして、現時点では電子機器を使用しての判定活動は考えていません。
市町村から判定士への協力要請は電話でくるのか。	判定士の方への判定活動の協力要請等は、原則として、各市町村で整備する電話連絡網により行うこととしています。電話連絡網以外の連絡方法については、所属する市町村毎に異なる場合があります。協議会では連絡方法の多様化を図るため、Eメールアドレスの登録も行っていますので、ご協力をお願いします。
地元市町村からの協力要請が無いが、他県で発生した震災に個人的にボランティアで協力したい場合、どこへ連絡すればよいか。	他都道府県で実施される判定活動への協力要請についても、神奈川県を通じて各市町村から応急危険度判定士へ協力要請を行うこととなっていますので、他の災害ボランティアと異なり、個人的なボランティアとして他都道府県で判定活動を行うことはできません。
居住者不在の場合、判定し勝手に標識貼付し説明せずに去っていいのか。	居住者不在の場合であっても判定は行い、判定根拠を判定標識の備考欄へ分かりやすく記載した上で、貼付してください。また、不在者向けの専用チラシを投函する場合もあるため、判定実施本部の指示に従ってください。
判定活動中の宿泊寝具、食事、シャワー、トイレ等は提供されないのか。	被災地の状況や災害対策本部の指示に従うこととなりますが、原則として宿泊等に必要最低限のものについてはご自身で準備していただくこととなります。協力要請時の対応につきましては、判定手帳P24を参考にしてください。
演習1の「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について、判定手帳P66でランクⅡと判断した場合、P58の被災度区分判定の損傷状況ランクでは構造躯体と非構造躯体では応急危険度判定ランクがAとBで変わってしまうため、構造躯体と非構造躯体どちらで扱えばよいか。また、講師の説明ではP66で判定ということだが、P57「㊤落下物の危険性」で判断すべきではないか。	御指摘のとおり、「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度 ①瓦」は、屋根瓦の落下の危険性について評価する項目であるため、判定手帳P57「㊤落下物の危険性」で判定することとなります。また、場合によっては小屋組みの損傷を推測するため、P66㊤屋根の損傷状況ランクを用いることもあります。この時、小屋組みの判定であるため、構造躯体として扱います。講習で誤った説明をしてしまい、申し訳ありませんでした。今後の演習内容への反映を行います。
応急危険度判定の基準では、外装で危険とされても、構造的に大きな問題がなく、住み続けられるケースもあるように思えます。一方、住民の方からすると、公的な機関から「危険」のレッテルを貼られれば、直ぐにでも退避しなければならないという印象を受けると思います。このギャップについて、整理が必要ではないでしょうか？また、住民の方から「今すぐ避難する必要があるのか？」と聞かれて、どのような基準で回答すれば良いのかもよく分かりません。	ご質問のとおり、建物の構造的に大きな損傷が無くても、落下物や周囲の状況から危険の判定となる場合もあるため、判定の根拠については、居住者へ分かりやすく説明すると共に、判定標識の備考欄についても、居住者や通行人へ根拠が分かるように記載してください。これらの違いにつきましては、さらに理解が得られやすいように検討を行っていきます。また、居住者との対応例については、判定手帳P27、P28を参考にしてください。
演習2において、調査3-④ 外装材乾式は表中Cランクに「板破損」とあります。写真からCに該当しませんか？	調査「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について、外装材が破壊・剥落しているのが下部の一部であり、落下による危険性が低いことから、応急危険度判定はBとしています。

居住者の方からは、どんな質問があったのでしょうか？また、どのような対応を行ったのでしょうか？	熊本地震では、判定結果が及ぼす資産の影響や、今後生活して行く上で の建築物の注意点等の質問が多くありました。応急危険度判定制度の目的及び、判定結果の根拠については建築の専門家である判定士が分かりやすく説明することで居住者の方の安心に繋がっていたと考えられます。
応急危険度判定演習の演習 1 について質問させていただきます。「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の「③外装材 湿式の場合」を「3. 顕著なひび割れ、剥離」の C ランクとして回答例では記載されていました。この判定について疑問があります。 判定手帳 P 5 8 の「②被災度区分判定の損傷状況ランク」で外装材は「非構造部材など」になりますので、被災度区分がⅣ、Ⅴはランク C、Ⅱ、Ⅲはランク B になります。判定手帳 P 6 8 の「㊸仕上材の損傷状況ランク」で、ランクⅢに「モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上げでは、仕上げの大半が剥離または脱落が生じている」とあり、ランクⅣに「モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上げの壁では、壁面のほとんど大部分において、仕上げ材が脱落している」とあります。この表現に、ランクⅢとⅣの差異、使い分けがよく分かりません。私はランクⅢと判断しました。理由のひとつに、判定手帳の P 5 7 「落下物の危険性」に「B：部分的に落下の恐れがあるが、除去により危険が回避できるもの」とあり、除去により使用が可となるのかと考えたことがあります。このあたり、判定に大きな違いが出るので判断のしかたを教えてください。迷った場合は危険側で判断すればよいのでしょうか。	被災度区分判定の損傷状況ランクでは、ランク毎に判断するための損傷状況が壁やサッシの状況等、数項目にわたり示されています。これらの項目を総合的に判断していただき、ランクの判断をお願いいたします。演習 2 では、外装材が破壊・剥落しているのが下部の一部であり、落下による危険性が低いと判定していただいたように、応急危険度判定は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、当面の使用可否を判断する事が目的であり、継続使用のための復旧の要否とその程度を判定する被災度区分判定とは目的が違います。従いまして今回の演習 1 では、判定手帳 P 5 6 「㊸内外装仕上の損傷」ランク C の損傷状況としました。判断に苦慮する事例につきましては、判定活動は建築の専門家 2 名で一班が構成されることから、皆様の知見を基に判定手帳に則って判断してください。
この判定が、各個人で加入している地震保険で支払われる金額等に影響を与える可能性はあるのでしょうか。また、判定結果が、資産価値に影響を与える可能性はあるのでしょうか。（例えば、家を売る時に過去に要注意判定を受けていた場合に仲介業者に査定額を低下させられる等）	応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としたものであり、地震保険や罹災証明の調査はそれぞれ別の基準で行われることから影響を与えるものではありません。
演習 1 において調査 3－①瓦は、手帳 P 5 7 エの C に該当しませんか？	今回の演習では、判定調査票に記載されている「B ランク：著しいずれ」、「C ランク：全面的にずれ、破損」を導き出すために P 5 7 「㊸落下物の危険性」の判断の参考として、P 6 6 の被災度区分判定の損傷状況ランクを使用しています。
演習 1 の 2－（5）について、壁の被害を「1」としていますが、残っている壁材の剥落の危険性から「3」ではないのでしょうか？	回答例では、仕上げ材は剥落していますが、下地の木ずりは目立った損傷はなく、軸組壁は健全であるものとして A ランクとしています。ご質問の壁材の剥離の危険性につきましては、調査 2 の構造躯体に関する危険度ではなく、調査 3 の落下危険物に関する危険度の③、④の外装材の項目で判断してください。

調査票の大項目 1, 2, 3 とあり、その中に①～⑥、①～⑦等があるが、一番上から下まで通し番号にしてほしい。現場で二人で声を出し合って記入する時に、何番の①なのか分かりづらいと思われる。又、ランク A、B、C が「調査済」「要注意」「危険」と対応しているのだから、初めからランク A、B、C は使わなくても良いと思われる。とてもややこしい。	調査票については、全国統一の様式となっており、他県への派遣や、応援判定士への混乱が起きる可能性があるため、慎重に検討を行っていきます。また、鉄骨造の判定の場合、B ランクが 4 以上あれば「危険」の判定になる等、危険度の判定とランクの判定が同一とはなりません。
職場の所有建物について、自主的に危険判定を実施することはできるのでしょうか？（協力要請の有無に関らず）	応急危険度判定については、災害対策本部が判定実施の判断をすることが基本条件となり、判定実施本部により判定対象地区が指示されます。よって、判定士個人が自主的に応急危険度判定を行うことはできません。
現地判定の際、居住者より拒否された場合の対応の仕方を教えて下さい。	判定の目的等を説明した上での調査の拒否、又は居住者等ともめた場合は、できる範囲で外部から調査を行い、判定調査票のコメント欄余白にその旨を付記し、判定標識の貼付を行う必要はありません。
連絡網はどのように確認すればよろしいでしょうか？	判定士の方への判定活動の協力要請等は、原則として、各市町村で整備する電話連絡網により行うこととしていますので、各市町村に確認してください。電話連絡網以外の連絡方法については、所属する市町村毎に異なる場合があります。当協議会では連絡方法の多様化を図るため、E メールアドレスの登録も行っていますので、ご協力をお願いします。
靴は安全靴でなくても可ですか？資料 P 7、写真 2 によるとスニーカーですね。釘の踏抜きの対策は如何に？建物には近づかないというものの・・・？	応急危険度判定活動は出来る限り危険個所に立ち入らないことを原則としており、かつ、判定活動中は常に歩き続けることから、安全靴は必須としていません。ご自身の安全対策につきましては十分ご注意の上、判定活動をお願いします。
判定手帳 P 7 4 柱―梁接合部および継手の破損について、耐火被覆材として、石綿を使用していますね。地震による罹災とは別の次元ですが、石綿に関しては見なかった事にするのでしょうか？	石綿については、震災前の対策として各行政庁で取り組みを行っているところです。建築物所有者等からの聞き取りで飛散性石綿の存在が明らか若しくは疑われる場合は特に内部へ立ち入ることは控え、居住者に注意を促すとともに、調査票にその旨を記載の上、必ず判定実施本部へ報告してください。
演習 2 問題用紙「3. 外観の状況の北側」単管足場の建て地が垂直と考えると、この木造平屋は傾いていると思われます。	今回の演習では、「調査 2 ④建築物の 1 階の傾斜」について実演を交えて判定を行っていただく事としており、傾斜については、実演では便宜上、判定しやすい傾斜に設定しています。従って、写真の建築物と供試体では、傾斜に相違があることをご理解いただきます様お願いします。
実演の下げ振りの上端の離れ寸法は 50mm との説明だったが、 $50\text{mm}/\cos\theta$ では。	ご指摘の通り、傾斜した壁面に下げ振りを当てて測定しますと厳密には 50mm ではありませんが、通常判定に用いる最大傾斜 1/20 以下での誤差は 1mm 未満であるため、大きな問題はないと考えています。また、判定活動の効率化を図るための説明であるため、微妙な誤差でランクが変わってしまうような水平変位である場合は、傾斜が顕著な位置で上部と下部を測定するなど、複数個所で測定した上で判定してください。

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、応急危険度判定講習会を県内各地で開催しています。

平成28年度は横浜で2回、川崎で1回、平塚で1回、計4回の講習会を開催し、新規受講者320名、更新者・聴講161名、合計481名の方が受講しました。

平成29年度の講習会の開催につきましては、下記のとおり予定しています。

実施予定日	平成29年9月27日 (水)	平成29年10月24日 (火)	平成29年12月7日 (木)	平成30年2月5日 (月)
講習会場	横浜市技能文化会館	川崎市役所 第4庁舎	平塚市中央公民館	横浜市技能文化会館
会場所在地	横浜市中区万代町 2丁目4番地7	川崎市川崎区 宮本町3番地3	平塚市追分 1番20号	横浜市中区万代町 2丁目4番地7

平成28年度応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習

大規模地震発生時等に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等諸情勢を迅速に把握し、応急対策を適時適切に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の受け入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるように行政職員が「コーディネーター」として判定士のサポートをします。「コーディネーター」は地震災害時、応急危険度判定を的確かつ迅速に実施することが求められています。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県内及び関東圏域の行政職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成28年度は、開催会場である小田原市、伊勢原市、大和市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を下記のとおり計3回実施しました。



演習会場		参加者	被災想定都市
平成28年11月9日(水)	おだわら市民交流センターUMECO	58名	小田原市
平成29年1月20日(金)	伊勢原市商工会館ふれあいホール	30名	伊勢原市
平成29年2月8日(水)	大和市文化創造拠点生涯学習センター	36名	大和市

シナリオ演習の光景



シナリオ演習受講者の声

応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習を受講することで、「判定実施本部業務」及び「コーディネーター業務」の内容の把握、さらに応急危険度判定活動の一連の流れを体験することができ、大変勉強になりました。

「判定実施本部業務」の演習の一つである、判定実施計画の策定では、与えられた条件の中でも計画を立案することの難しさを実感しました。実際の災害時には、被災状況や交通手段等の正確な情報の収集や伝達が必要となり、さらに移動手段や優先順位を考慮した判定区域の設定が、その後の判定活動を大きく左右するため、最初の方針の重要性を学ぶことができました。また、「コーディネーター業務」についても、判定士の受入れ準備・判定実施チームの編成・判定資機材の用意・判定結果の取りまとめ等、実施本部と判定士のパイプ役となるコーディネーター係の重要性も把握することができました。

地震発生直後の混乱した状況の中でも、迅速かつ正確で冷静な判断をする能力を養うためにも本演習のような伝達訓練や実施計画の策定を繰り返す行うことが大切だと感じました。今回参加させていただいた経験を活かし、判定士やコーディネーターの人材確保、震前判定実施計画の作成、また、建築関係団体との連携により判定活動が円滑に実施できるような環境整備を進め、応急危険度判定の目的である「余震等による二次災害の防止」に向けてより一層取り組んでいきたいと思っています。

堀内 旭（長野県建設部建築住宅課）

応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習の開催及び計画を立てていただき、神奈川県建築物震後対策推進協議会の皆様ありがとうございました。

講習会に参加させていただき全体の流れを理解することができましたが、1 災害対策本部と応急判定本部との関係、自分の位置付けを理解するのに時間がかかり、最初のシナリオ演習で戸惑いました。事前にもう少し勉強しておくべきでした。2 地震発生直後の被害状況をどのように把握したのかをもう少しご説明していただくとイメージがわきやすかったと思います。3 シナリオ演習では係を決めて演習を行いスムーズでしたが、課長役と書記役だけを決め、全員で全業務を担当した方が全体の流れがつかめると感じました。また、4 実施計画書の作成については、各班の発表をもう少し長くとり議論するか、解答例の考え方の POINT などを御説明していただけると、より実践的な講習になると感じました。

講習会に参加して終わるのではなく、県及び市町村でどのような準備ができるのか、フィードバックして初めて演習の意味があると身にしみました。千葉県においても震前準備（住宅地図確保やバス、電車や自転車など移動手段など事前の想定準備、近隣都県が被災した場合に宿泊施設を紹介する協力体制など）や判定士をどう捌くかを具体的に考える必要があると感じ、身が引き締まりました。

このような講習会に県外からの参加の機会を与えていただきありがとうございました。

豊岡重人（千葉県県土整備部都市整備局建築指導課）

メールアドレスの登録や
住所等の変更届などの様式のダウンロードは

協議会のホームページから！

応急危険度判定結果

調査済
INSPECTED

◆この建築物の調査程度は中さいと考えられます
◆調査結果は使用可能です

建築物名称
法区：

管理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 電話

応急危険度判定結果

要注意
LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆応急的に修繕する場合には専門家に依頼下さい

建築物名称
法区：

管理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 電話

応急危険度判定結果

危険
UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急修繕を行っ
た後に入ります

建築物名称
法区：

管理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時 分

災害対策本部 電話

判定士だより VOL. 24 2017

発行日：平成29年3月24日

発行：神奈川県建築物震後対策推進協議会

作成・編集：神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会